

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特定中小企業者の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号)		
根 拠 条 項	(定義) 第2条 略 1~4 略 5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 (1)~(8) 略 6 略		
審 査 基 準	未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)  <b>【その他の基準となる法令、通知等】</b> ○中小企業信用保険法 (定義) 第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円 (小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円) 以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人 (小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人) 以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業 (以下「特定事業」という。) を行うもの (次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。) (2) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (3) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4) 協業組合であつて、特定事業を行うもの (5) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下のもの (前各号に掲げるものを除く。)		

- (6) 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。第3項第7号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの
- (7) 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (8) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (9) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (10) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）
- (11) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

2～6 略

○中小企業信用保険法施行規則

（債権の範囲）

第2条 法第2条第5項第1号の経済産業省令で定める債権は、前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権及び売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権とする。

標準処理期間	3日
関係法令等	中小企業信用保険法第2条第1項 中小企業信用保険法施行規則第2条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特定中小企業者の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号)		
根 拠 条 項	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>1~5 略</p> <p>6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○中小企業信用保険法</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円 (小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円) 以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人 (小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人) 以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業 (以下「特定事業」という。) を行うもの (次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)</p> <p>(2) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>(3) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの</p>		

- (4) 協業組合であって、特定事業を行うもの
- (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- (6) 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。第3項第7号において同じ。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの
- (7) 商工組合及び商工組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (8) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (9) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (10) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）
- (11) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

#### 2～4 略

5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であって、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
  - (2) 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。
- イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに

類する事由

ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

(3) 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限って指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(4) 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(5) その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(6) 破綻金融機関等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第4項に規定する破綻金融機関、同条第12項に規定する被管理金融機関、同条第13項に規定する承継銀行、同法第111条第2項に規定する特別危機管理銀行、同法第126条の2第1項第2号に規定する特定第2号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第126条の34第3項第1号に規定する特定承継銀行及び同法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行（同条第4項第4号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第2条第5項に規定する被管理金融機関、同条第7項に規定する承継銀行及び同条第8項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

(7) 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であって経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

(8) 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの

○中小企業信用保険法施行規則

（債権の範囲）

第2条 法第2条第5項第1号の経済産業省令で定める債権は、前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権及び売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権とする。

標準処理期間	3日
関係法令等	中小企業信用保険法第2条第5項・第1項 中小企業信用保険法施行規則第2条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特用林・自家用林の指定(第7号・第8号)		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法(昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(伐採及び伐採後の造林の届出等)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の届出等)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1～6 略</p> <p>7 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるものの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p>		

8 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

9～11 略

【その他の基準となる法令・通知等】

○森林法施行規則

(法令により立木の伐採につき制限がある森林)

第10条 法第10条の8第1項第7号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地に係る森林
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林
- 3 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条の規定により除去を制限された立木に係る森林
- 4 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
- 5 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項又は第73条第1項の規定により指定された特別地域内の森林
- 6 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第4条第1項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の森林
- 7 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林
- 8 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区として定められた地区内の森林
- 9 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
- 10 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第4条第1項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
- 11 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項又は第46条第1項の規定により指定された特別地区内の森林
- 12 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林
- 13 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第3条第1項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林
- 14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第1項の規定により指定された管理地区内の森林



(果実の採取以外の用途)

第11条 法第10条の8第1項第7号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。

(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)

第12条 法第10条の8第1項第7号の申請は、申請書(1通)に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

(自家の生活の用に供すべき森林の指定)

第13条 法第10条の8第1項第8号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては2ヘクタール、都府県にあつては1ヘクタールを超えないこととする。

標準処理期間	
関係法令等	森林法第10条の8第1項第7号、第8号 森林法施行規則第10条、第11条、第12条、第13条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施業実施協定の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(施業実施協定)</p> <p>第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの (以下この項において「対象森林」という。) の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定 (以下「施業実施協定」という。) であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>1 地域森林計画の対象となつている森林であること。</p> <p>2 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法</p>		

人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となっているものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

（施業実施協定の認可）

第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

- 1 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- 2 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。
- 3 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2 略

標準処理期間	
関係法令等	森林法第10条の11、第10条の11の2、第10条の11の4第1項
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施業実施協定の変更の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(施業実施協定の変更)</p> <p>第10条の11の5 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(施業実施協定の変更)</p> <p>第10条の11の5 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p><b>【その他関連する法令・通知】</b></p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</li> <li>2 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</li> <li>3 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</li> </ol> <p>2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間			

関 係 法 令 等	森林法第10条の11、第10条の11の2、第10条の11の3、 第10条の11の4、第10条の11の5
関 係 文 書 等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備 考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施業実施協定の廃止の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等	—		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	—		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	7	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	共有者不確知森林に係る公告		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(公告)</p> <p>第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1) 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨</p> <p>(3) 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨</p> <p>(4) 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨</p> <p>イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。)</p> <p>ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(公告の申請)</p> <p>第10条の12の2 地域森林計画の対象となつている民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなく、当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの (以下「共有者不確知森林」という。) について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知れているもの (以下「確知森林共有者」という。) が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求める旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。</p>		

- 1 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなく、確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分（以下「不確知立木持分」という。）
- 2 過失がなく、当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用权」という。）
- 2 前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。
  - 1 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
  - 2 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情
  - 3 当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所
  - 4 当該共有者不確知森林の立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。
  - 5 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、次に掲げる事項
    - イ 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
    - ロ 当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知れているものの全部の同意を得ていること。
  - 6 その他農林水産省令で定める事項

(公告)

第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 1 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 2 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨
- 3 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨
- 4 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨
  - イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。）
  - ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの
- 5 その他農林水産省令で定める事項

標準処理期間	
関係法令等	森林法第10条の12の2、第10条の12の3 森林法施行規則第29条の2、第29条の3、第29条の4



関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	8	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	森林経営計画の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(森林経営計画)</p> <p>第11条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関</p>		

	<p>する基準に適合していること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>未設定（過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため）</p> <p>（公告の申請）</p> <p>第10条の12の2 地域森林計画の対象となつている民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不確知森林」という。）について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知っているもの（以下「確知森林共有者」という。）が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求める旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなくて確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分（以下「不確知立木持分」という。）</li> <li>2 過失がなくて当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用权」という。）</li> </ol> <p>2 前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積</li> <li>2 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情</li> <li>3 当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所</li> <li>4 当該共有者不確知森林の立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。</li> </ol>

- 5 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、次に掲げる事項
  - イ 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
  - ロ 当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知れているものの全部の同意を得ていること。
- 6 その他農林水産省令で定める事項

(公告)

第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 1 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 2 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨
- 3 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨
- 4 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨
  - イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。）
  - ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの
- 5 その他農林水産省令で定める事項

標準処理期間	
関係法令等	森林法第11条第1項 森林法施行令第3条 森林法施行規則第33条～第40条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	9	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	森林経営計画の変更の認定(義務)		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法(昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(森林経営計画の変更)</p> <p>第12条 前条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。</p> <p>(1) 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第1項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合</p> <p>(2) 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合</p> <p>2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>4 第1項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>1 第1項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るた</p>		

めに有効かつ適切なものであること。

- 2 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
    - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
    - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準
  - 3 市町村森林整備計画の内容に照らして相当であると認められること。
  - 4 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
  - 5 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。
  - 6 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。
  - 7 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。
  - 8 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして相当であると認められること。
- 6 市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野に近接する森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

#### (森林経営計画の変更)

第12条 前条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「認定森林所有者等」という。）は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が相当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

- 1 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなつた場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林

であつて前条第1項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合

2 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 前2項の規定による認定の請求については、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第5項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

標準処理期間	
関係法令等	森林法第11条第4項、5項 森林法施行規則第37条～第42条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	10	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	火入れの許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	(火入れ) 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廢地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。 2~4 略		
審 査 基 準	未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)  第21条 略 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の1に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。 (1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの 3 第1項の市町村の長は、国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野又はこれに接近する森林若しくは土地について同項の許可をするには、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。 4 認定森林所有者等のうち第11条第5項の認定に係る森林経営計画 (その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの) において火入れに関する事項を記載しているものは、第1項の規定にかかわらず、同項の市町村の長の許可を受けないで、農林水産省令で定めるところにより、当該火入れをすることができる。 【その他の基準となる法令・通知等】 ○森林法施行令 (火入れの許可を要する土地の範囲) 第3条の2 法第21条第1項の政令で定める範囲は、森林の周囲1キロメートルの範囲とする。		



○森林法施行規則

(火入れ)

第47条 法第21条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、採草地の改良とする。

2 認定森林所有者等は、法第21条第4項の規定により火入れをしようとするときは、あらかじめ、火入れをする森林の所在する市町村の長に必要な指示を求め、その指示に従つて火入れをしなければならない。

標準処理期間	
関係法令等	森林法第11条第5項、第21条 森林法施行令第3条の2 森林法施行規則第47条第1項、第2項
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	11	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入り又は立木竹伐採の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	<p>(立入調査等)</p> <p>第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2～6 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 市町村の長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○森林法施行規則</p> <p>(立入調査等に関する許可)</p> <p>第83条 法第49条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 (2通) を市町村長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請人の氏名又は名称及び住所</li> <li>2 許可を受けようとする目的</li> <li>3 立ち入るべき土地の所在、地番及び地目</li> <li>4 立ち入るべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所 (これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)</li> <li>5 立入りの時期及び期間</li> <li>6 立木竹の伐採をするかどうか並びに伐採をする場合にあつてはその箇所及び数量</li> </ol>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>森林法第49条第1項、第2項</p> <p>森林法施行規則第83条</p>		

関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	12	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入りの許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	森林法 (昭和26年法律第249号)		
根 拠 条 項	(立入調査等) 第49条 略 2～5 略 6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第49条</p> <p>6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○森林法施行規則</p> <p>(立入調査等に関する許可)</p> <p>第83条 法第49条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 (2通) を市町村長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請人の氏名又は名称及び住所</li> <li>2 許可を受けようとする目的</li> <li>3 立ち入るべき土地の所在、地番及び地目</li> <li>4 立ち入るべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所 (これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由)</li> <li>5 立入りの時期及び期間</li> <li>6 立木竹の伐採をするかどうか並びに伐採をする場合にあつてはその箇所及び数量</li> </ol>		

標準處理期間	
關係法令等	森林法施行規則第83条
關係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	13	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	土地への立入り等の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）		
根 拠 条 項	<p>（測量、実地調査及び簿書の閲覧等）</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3～9 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため）</p> <p>〔測量、実地調査及び簿書の閲覧等〕</p> <p>第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 前2項の規定による通知をすることができないか、又は困難である場合には、農林水産省令で定めるところにより、公告をもつて通知に代えることができる。</p> <p>6～9 略</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第25条第1項・第3項・第5項		

関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	14	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設の配置に関する協定の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)		
根 拠 条 項	<p>(協定の締結等)</p> <p>第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地 (公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。) について所有権、地上権又は賃借権を有する者 (国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。) は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定 (以下第18条の11までにおいて「協定」という。) を締結することができる。</p> <p>2~6 略</p>		
審 査 基 準	未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>農業振興地域の整備に関する法律第18条の5</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行令第14条</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第38条</p>		
関 係 文 書 等	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について (平成12年4月1日12構改C第261号)		
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			



様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	15	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設の配置に関する協定の変更の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)		
根 拠 条 項	<p>(協定の変更)</p> <p>第18条の6 協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について (平成12年4月1日12構改C第261号)		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	16	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	協定への参加のあつせんの申請		
根拠法令(条例等)	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)		
根 拠 条 項	<p>(協定への参加のあつせん)</p> <p>第18条の9 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等の協定への参加が第18条の5第1項の規定に照らして相当であり、かつ、当該協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんを行うことができる。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日12構改C第261号)		
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	17	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設の配置に関する協定の廃止の認可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)		
根 拠 条 項	<p>(協定の廃止)</p> <p>第18条の10 協定に係る土地所有者等は、第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可を受けた協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について (平成12年4月1日12構改C第261号)		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	18	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	施設の維持運営に関する協定の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)		
根 拠 条 項	<p>(施設の維持運営に関する協定の締結等)</p> <p>第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設 (政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。) その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定 (以下この条において「協定」という。) を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p>2～5 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (条文において判断基準が具体的かつ明確に定められているため)</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12 略</p> <p>2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 協定の目的となる施設の名称及び所在</p> <p>(2) 協定の目的となる施設の維持運営の方法、維持運営に要する費用の負担の方法 その他当該施設の維持運営に関する事項</p> <p>(3) 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項</p> <p>(4) 協定を変更し、又は廃止する場合の手續</p> <p>(5) 協定の有効期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p>		

3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。
- (2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。
- (3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。

標準処理期間	
関係法令等	農業振興地域の整備に関する法律第18条の12第2項・第3項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第15条、第16条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第43条、第44条
関係文書等	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日12構改C第261号）
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	19	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	農業経営改善計画の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)		
根 拠 条 項	<p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 第6条第5項の同意を得た市町村 (以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2～15 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 略</p> <p>1 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 農業経営の現状</p> <p>(2) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標</p> <p>(3) 前号の目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 第1項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>5 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう</p>		

努めるものとする。

○農業経営基盤強化促進法施行規則  
(農業経営改善計画の認定申請手続)

第13条 法第12条第1項の農業経営改善計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該農業経営改善計画に法第12条第3項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面

(2) 当該農業経営改善計画に法第12条第6項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類

イ 次に掲げる者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者

2) 当該事項に係る農用地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者

ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ニ 法第12条第3項の施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面

ホ 当該事項に係る農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

ヘ 当該事項に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)

ト その他参考となるべき書類

(農業経営改善計画の認定基準)

第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

(2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあっては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでない

こと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。

(3) その農業経営改善計画に、法第12条第3項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であって、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

2 法第6条第5項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	56日（休日を含まない）
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第12条第2項～第5項 農業経営基盤強化促進法施行規則第13条、14条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	



様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	20	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	農業経営改善計画の変更の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)		
根 拠 条 項	<p>(農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第13条 前条第1項の認定を受けた者 (以下「認定農業者」という。) は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>5 略</p> <p>(農業経営改善計画の変更等)</p> <p>第13条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前条第5項から第14項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行規則</p> <p>(農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等 (耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。) が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者 (農地所有適格法人であるものに限る。) に出</p>		

資をする計画が含まれる場合にあっては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者（法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。

(3) その農業経営改善計画に、法第12条第3項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であって、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

2 法第6条第5項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	28日（休日を含まない）
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第12条第4項、第13条第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第14条
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	21	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	青年等就農計画の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)		
根 拠 条 項	<p>(青年等就農計画の認定)</p> <p>第14条の4 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等 (新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの (次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。) を含み、認定農業者を除く。) は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法 (青年等就農計画の認定)</p> <p>第14条の4 1～2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行規則 (青年等就農計画の認定基準)</p> <p>第15条の5 法第14条の4第3項第2号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) 法第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、法第14条の4第2項第4号に掲げる事項が同項第2号の目標を達成するために適切なものであること。</p>		

標準処理期間	28日（休日を含まない）
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の5
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	22	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	青年等就農計画の変更の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)		
根 拠 条 項	<p>(青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者 (以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2~4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (許認可等の判断基準が法令において規定されているため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法施行規則 (青年等就農計画の認定基準)</p> <p>第15条の5 法第14条の4第3項第2号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) 法第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、法第14条の4第2項第4号に掲げる事項が同項第2号の目標を達成するために適切なものであること。</p>		
標 準 処 理 期 間	28日 (休日を含まない)		
関 係 法 令 等	農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の5		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	23	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	農用地利用規程の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)		
根 拠 条 項	<p>(農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体 (政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。) であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつていものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2~10 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体 (政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。) であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつていものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>(2) 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>(3) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>(4) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>(5) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p>		

- (6) その他必要な事項
- 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。
- (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (2の2) 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- 4・5 略
- 6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第3項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第1項の認定をしてはならない。
- (1) 前項第2号に掲げる目標が第2項第2号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (2) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

標準処理期間	
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第23条第3項
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	24	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	農用地利用規程の変更の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)		
根 拠 条 項	<p>(農用地利用規程の変更等)</p> <p>第24条 認定団体は、前条第1項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であつて、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(農用地利用規程の変更等)</p> <p>第24条 認定団体は、第23条第1項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第23条第3項及び第6項並びに前条第3項及び第4項の規定は第1項の規定による変更の認定について、第23条第8項の規定は第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出について準用する。</p> <p>(農用地利用規程)</p>		



第23条 略

2 略

3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (2の2) 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

4・5 略

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第3項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第1項の認定をしてはならない。

- (1) 前項第2号に掲げる目標が第2項第2号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- (2) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

標準処理期間	
関係法令等	農業経営基盤強化促進法第24条第4項、第23条第3項・第6項
関係文書等	
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	25	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	森林経営計画の変更の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年号外法律第47号)		
根 拠 条 項	<p>(森林経営計画の変更の特例)</p> <p>第9条 森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下この条において「認定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画(その変更につき同法第12条第3項において読み替えて準用する同法第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画(第4条第4項に規定する事項を含むものに限る。)について第4条第1項又は第5条第1項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第19条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第4項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。</p> <p>2～4 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定することが困難なため)</p> <p>(森林経営計画の変更の特例)</p> <p>第9条 森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下この条において「認定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画(その変更につき同法第12条第3項において読み替えて準用する同法第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画(第4条第4項に規定する事項を含むものに限る。)について第4条第1項又は第5条第1項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長(同法第19条の</p>		

規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第4項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

- 2 前項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画(公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。)については、森林法第12条第3項中「前2項」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第9条第1項」と、「変更が適当である」とあるのは「変更が適当である」と、同項第2号イ中「森林生産の保続及び森林生産力の増進」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業による同法第2条第1項の指定地域における森林の林業的利用の合理化」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 第1項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画(前項に規定するものを除く。)については、森林法第12条第3項中「前2項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第9条第1項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【その他の基準となる法令、通知等】

○森林法(森林経営計画)

第11条

- 5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。
  - 1 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
  - 2 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
    - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
    - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準
  - 3 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
  - 4 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。
  - 5 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。
  - 6 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存

する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。

当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

8 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

6 市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野に近接する森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

標準処理期間	
関係法令等	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条第1項、第5条第1項、第9条第1項～第3項 木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則第5条 森林法第11条第5項
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	26	処理機関(所管課)	産業振興課
許認可等の種類	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定		
根拠法令(条例等)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年号外法律第78号)		
根 拠 条 項	<p>(事業計画の認定)</p> <p>第7条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2~6 略</p>		
審 査 基 準	未設定(事案ごとの裁量が大きくあらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
標準処理期間	おおむね15日		
関係法令等	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第8条</p>		
関係文書等			
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	27	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定		
根拠法令(条例等)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年号外法律第78号)		
根 拠 条 項	<p>(事業計画の認定)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2~4 略</p>		
審 査 基 準	未設定(事案ごとの裁量が大きくあらかじめ審査基準を設定することが困難なため)		
標 準 処 理 期 間	おおむね15日		
関 係 法 令 等	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条第4項・第5項、第8条第1項</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第8条、第9条</p>		
関 係 文 書 等			
審査基準設定年月日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	28	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	農業経営基盤強化促進法施行令 (昭和55年政令第219号)		
根 拠 条 項	<p>(定款等の記載事項の基準)</p> <p>第10条 法第23条第1項の政令で定める基準は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められていること並びにこれらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合するものであることとする。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定 (過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難なため)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>農業経営基盤強化促進法施行規則</p> <p>(特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続)</p> <p>第21条の2 令第10条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</li> <li>2 延長の期間</li> <li>3 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要とする理由</li> </ol>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	農業経営基盤強化促進法施行規則21条の2		
関 係 文 書 等	—		
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考	—		

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	29	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	事業計画の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年号外法律第68号）		
根 拠 条 項	<p>(事業計画の認定)</p> <p>第4条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村（第14条を除き、以下単に「市町村」という。）の長（同条を除き、以下単に「市町村長」という。）に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難なため）</p> <p>(事業計画の認定)</p> <p>第4条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村（第14条を除き、以下単に「市町村」という。）の長（同条を除き、以下単に「市町村長」という。）に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第7条第1項において「農業経営組合</p>		



等」という。)の申請に係る事業計画にあつては第1号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人(第7条第1項において「農作業常時従事者等」という。)の申請に係る事業計画にあつては同号から第3号までに掲げる要件の全て)に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村(第7条第2項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。)にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

- 1 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。
- 2 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。
- 3 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。
- 4 申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借(第7条第3項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。
- 5 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 6 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第7条第1項第5号において同じ。)のうち1人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

#### 【その他の基準となる法令・通知等】

##### 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則

(都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準)

第3条 法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 1 次のいずれかに該当すること。
  - イ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内若しくはこれに隣接する市町村の区域内又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域内において販売すると認められること。
  - ロ 申請者が、申請都市農地において次に掲げるいずれかの取組を実施すると認められること。

<p>(1) 都市住民に農作業を体験させる取組並びに申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組</p> <p>(2) 都市農業の振興に関し必要な調査研究又は農業者の育成及び確保に関する取組</p> <p>ハ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を販売すると認められ、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 申請都市農地を災害発生時に一時的な避難場所として提供すること、申請都市農地において生産された農産物を災害発生時に優先的に提供することその他の防災協力に関するものと認められる事項を内容とする協定を地方公共団体その他の者と締結すること。</p> <p>(2) 申請都市農地において、耕土の流出の防止を図ること、化学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択することその他の国土及び環境の保全に資する取組を実施すると認められること。</p> <p>(3) 申請都市農地において、その地域の特性に応じた作物を導入すること、先進的な栽培方法を選択することその他の都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められること。</p> <p>2 申請者が、申請都市農地の周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められること。</p>	
標準処理期間	
関係法令等	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第3条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	30	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	事業計画の変更の認定		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年号外法律第68号）		
根 拠 条 項	<p>(事業計画の変更)</p> <p>第6条 認定事業者は、第4条第1項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難なため）</p> <p>(事業計画の認定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第7条第1項において「農業経営組合等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第1号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人（第7条第1項において「農作業常時従事者等」という。）の申請に係る事業計画にあつては同号から第3号までに掲げる要件の全て）に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村（第7条第2項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。</p> <p>1 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。</p>		

- 2 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。
- 3 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。
- 4 申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借（第7条第3項において「賃貸借等」という。）の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。
- 5 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 6 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第7条第1項第5号において同じ。）のうち1人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

#### ○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則

（都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準）

第3条 法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

1 次のいずれかに該当すること。

イ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内若しくはこれに隣接する市町村の区域内又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内において販売すると認められること。

ロ 申請者が、申請都市農地において次に掲げるいずれかの取組を実施すると認められること。

（1） 都市住民に農作業を体験させる取組並びに申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組

（2） 都市農業の振興に関し必要な調査研究又は農業者の育成及び確保に関する取組

ハ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を販売すると認められ、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

（1） 申請都市農地を災害発生時に一時的な避難場所として提供すること、申請都市農地において生産された農産物を災害発生時に優先的に提供することその他の防災協力に関するものと認められる事項を内容とする協定を地方公共団体その他の者と締結すること。

（2） 申請都市農地において、耕土の流出の防止を図ること、化学的に合成された

農薬の使用を減少させる栽培方法を選択することその他の国土及び環境の保全に資する取組を実施すると認められること。

- (3) 申請都市農地において、その地域の特性に応じた作物を導入すること、先進的な栽培方法を選択することその他の都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められること。

- 2 申請者が、申請都市農地の周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められること。

(認定事業計画の変更の認定の申請)

第5条 法第6条第1項の規定により認定事業計画（法第7条第1項第1号に規定する認定事業計画をいう。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、第2条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第1条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に市町村長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(認定事業計画の軽微な変更)

第6条 法第6条第1項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更
- 2 認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が5分の1を超えるものに限る。）
- 3 設定を受けた賃借権等の種類、始期及び存続期間の変更
- 4 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更
- 5 前4号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更

標準処理期間	
関係法令等	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条、第6条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第3条、第6条
関係文書等	—
審査基準設定年月日	年 月 日
備考	—

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	31	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年号外法律第88号）		
根 拠 条 項	<p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>2～14 略</p>		
審 査 基 準	未設定（許可の性質上、個々の事案ごとに現地確認等も含め、具体的な判断や関係機関との協議等も必要なため、審査基準を設定しない。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第7条の3、第9条第1項から第6項・第14項、第28条第1項		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	32	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	許可証又は従事者証の再交付申請の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年号外法律第88号）		
根 拠 条 項	<p>（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）</p> <p>第9条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p> <p>10～14 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（許可の性質上、個々の事案ごとに現地確認等も含め、具体的な判断や関係機関との協議等も必要なため、審査基準を設定しない。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項・第7項～第9項</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第10項</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	33	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	鳥獣等の飼養の登録又は更新		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年号外法律第88号）		
根 拠 条 項	<p>(飼育の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣（第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。）の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 略</p>		
審 査 基 準	未設定（個々の事案ごとに現地確認等も含め、具体的な判断や関係機関との協議等も必要のため、審査基準を設定しない。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項～第5項、第9条第1項・第4項</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第20条</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和 年 月 日		
備 考			



様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	34	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	鳥獣等の飼養の登録票の再交付（第21条第2項準用を含む。）		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年号外法律第88号）		
根 拠 条 項	<p>(飼育の登録)</p> <p>第19条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票（以下単に「登録票」という。）で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（許可の性質上、個々の事案ごとに現地確認等も含め、具体的な判断や関係機関との協議等も必要なため、審査基準を設定しない。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項・第3項・第6項、第21条第2項</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第20条第4項</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	35	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	販売禁止鳥獣等の販売の許可		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年号外法律第88号）		
根 拠 条 項	（販売禁止鳥獣等の販売の許可） 第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2～11 略		
審 査 基 準	未設定（許可の性質上、個々の事案ごとに現地確認等も含め、具体的な判断や関係機関との協議等も必要なため、審査基準を設定しない。）		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第2項、第24条第1項・第2項・第11項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第23条、第24条第1項・第2項		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	36	処理機関(所管課)	産業振興課
許 認 可 等 の 種 類	販売許可証の再交付		
根 拠 法 令 ( 条 例 等 )	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年号外法律第88号）		
根 拠 条 項	<p>(販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証（以下単に「販売許可証」という。）を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。</p> <p>7～11 略</p>		
審 査 基 準	<p>未設定（許可の性質上、個々の事案ごとに現地確認等も含め、具体的な判断や関係機関との協議等も必要なため、審査基準を設定しない。）</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第1項・第5項・第6項</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第24条第4項・第6項</p>		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			